

人 労 第 2 号
令和 5 年 4 月 2 7 日

各部局長 殿

理事（人事担当）
串 田 俊 巳

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの
変更に伴う規程等の廃止等について（通知）

このたび、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが
5 類感染症に位置づけられることに伴い、下記のとおり規程等の廃止等を行います。

記

1. 以下の新型コロナウイルス感染症に関する特例を定めた規程等は、令和 5 年 5 月 8 日付
けで廃止いたします。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における教職員の職務専念義務の免除に関する特例を定める規則（令和 3 年達示第 3 0 号）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の医療に当たる教職員に係る手当に関する特例を定める規程（令和 2 年達示第 3 1 号）
- ・ 予防接種業務及び大学拠点接種関連業務に従事する教職員に係る手当に関する特例を定める規程（令和 3 年達示第 3 7 号）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業に係る教職員の休暇に関する特例を定める規則（令和元年達示第 9 6 号）

2. 1. の規程等の廃止に伴い、当該規程等の運用等を定めた以下の通知は、令和 5 年 5 月 8 日付けで廃止いたします。

- ・ 令和 3 年 6 月 1 日付人労第 3 3 号「「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を受ける場合等における職務専念義務免除に関する特例の制定について」（令和 3 年 6 月 1 日付総長通知）にかかる事務手続について」
- ・ 令和 3 年 9 月 2 2 日付人労第 5 7 号「新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業に係る教職員の休暇に関する特例を定める規則の運用について」

3. 教職員の結婚休暇及びリフレッシュ休暇に関する特例を定める規則（令和 2 年達示第 7 8 号）第 2 条及び第 3 条中の「総長が別に定める日」について、令和 5 年 4 月 2 5 日付総長裁定「教職員の結婚休暇及びリフレッシュ休暇に関する特例を定める規則中「総長が別に定める日」の取扱いについて」により、令和 5 年 5 月 8 日に定めます。

4. 以下の新型コロナウイルス感染症に関する特例を定めた通知は、令和5年5月8日付けで廃止いたします。

- ・令和5年3月10日付人労第23号「新型コロナウイルス対応にかかる教職員の勤怠について（通知）」
- ・令和4年9月16日付人労第7号「新型コロナウイルス対策にかかる事務手続について（通知）」
- ・令和4年3月18日付人労第101号「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る「国立大学法人京都大学教職員の在宅勤務に関する規程」第4条第2項の適用について（通知）」

※5月8日以降の教職員の勤怠の取扱いについて、5月7日までに新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、「新型コロナウイルス対応にかかる教職員の勤怠について（通知）」1. を5月8日以降も継続して適用することとし、有症状の場合は**就業禁止**、無症状の場合は**自宅待機（在宅勤務）**となります。

5月7日までに濃厚接触者となった場合及び発熱、咳等の新型コロナウイルス感染症類似症状が出た場合については、5月8日以降自宅待機は解除となります。

5. 令和5年度前期における経過措置について

令和5年2月14日付通知「令和5年度前期の授業方針について（通知）」により、新型コロナウイルス感染症に感染することで重症化しやすい基礎疾患を有する等、対面授業を実施することが困難であることからオンライン授業等により授業を実施することを申請し、既に認められた教員については、令和5年度前期に限り、経過措置として、「国立大学法人京都大学教職員の在宅勤務に関する規程」第4条第2項の適用により在宅勤務を実施できるものとします。

6. 医学部附属病院に勤務する医療従事者の対応について

医学部附属病院に勤務する医療従事者の新型コロナウイルス感染症への今後の対応については、各部局において別に定めることができるものとします。

本件担当：人事部労務課労務掛 （村岡、松本） 内 線：吉田2065、82058
